

令和3年4月1日より本格実施となります。（お知らせ）

令和2年4月から1年間の周知期間でしたが、令和3年4月1日から本格的に開始します。

● ペットボトル



ラベルを剥がしてリサイクル品で出してください。

キャップ・はがしたラベル プラスチック製容器包装で出してください。



※ 紙製ラベル(シール)は、燃やすごみで出してください。

● 飲料用紙パック



全ての牛乳や焼酎などの飲料用 紙パックは『燃やすごみ』となります。

（洗浄は不要となります。）

※ 「紙類」では、**収集しません**ので気をつけてください。

【お問い合わせ】生活環境課:23-8122 清掃工場:24-0959